

議案第 23 号

令和 2 年度牧之原市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度牧之原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 (件数)	16,000 件
(2) 年間総配水量	6,497,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	17,800 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 配水施設費	市道静波 105 号線配水管布設替工事 市道堀野新田 2 号線配水管布設替工事 市道片浜 27 号線配水管布設替工事 市道坂部細江線他配水管布設替工事 事業費 293,920 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益		1,049,359 千円
第 1 項 営業収益		1,001,312 千円
第 2 項 営業外収益		48,037 千円
第 3 項 特別利益		10 千円
	支	出
第 1 款 水道事業費用		1,006,840 千円
第 1 項 営業費用		974,375 千円
第 2 項 営業外費用		30,465 千円
第 3 項 予備費		2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 281,279 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,941 千円及び過年度分損益勘定留保資金 256,338 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	139,377千円
第1項 企業債	110,000千円
第2項 国県補助金	10千円
第3項 工事負担金	10千円
第4項 長期貸付金償還金	20,239千円
第5項 固定資産売却収入	10千円
第6項 その他資本的収入	9,108千円

支 出

第1款 資本的支出	420,656千円
第1項 建設改良費	304,775千円
第2項 企業債償還金	114,362千円
第3項 その他資本的支出	1,519千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 起債の目的 | 建設改良費  |
| (2) 限度額   | 110,000千円  |
| (3) 起債の方法 | 普通貸借又は証券発行   |
| (4) 利率    | 5.0%以内(ただし、利率見直し方法で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)   |
| (5) 償還の方法 | 公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定して償還する。ただし、事業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及びその他資本的支出の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |          |
|-----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 77,510千円 |
|-----------|----------|

(たな卸資産購入限度額)  
第8条 たな卸資産の購入限度額は、11,865千円と定める。

令和2年2月25日提出

牧之原市長 杉本 基久雄